

防災パンフレット制作業務 仕様書

1 業務名

防災パンフレット制作業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

3 業務内容

京都市内で水道・下水道を使用いただいているお客さまに対し、上下水道に係る防災・減災の有益な情報を紹介するパンフレットを制作する。

(1) 編集

ア 表紙及び本文の企画・編集

※掲載内容は京都市上下水道局（以下「当局」という。）から提供する。

イ 文字、イラスト、図表、写真等の割付

ウ 掲載に必要なイラスト及び図表の作製、写真の撮影

エ 当局の指示に基づく記事の作製

オ 原稿校正（3回程度）の実施

カ 版下データの作製（デジタル入稿に対応したもの）

(2) 印刷

ア パンフレットの仕様

規 格：A4サイズ、全12頁、両面4色フルカラー

※当局の指示で頁数を変更することがある。

※再生紙を使用し紙面にその旨を記載すること。

イ 加工

中綴じ加工

ウ 色校正

1回

エ 1回当たりの印刷部数

10,000部

オ 納品場所

京都市上下水道局総合庁舎

カ その他

20部ごとに一束にして納品すること。

(3) その他、本業務の遂行に関連し必要な作業に関すること。

4 編集に当たっての留意事項

- (1) 見出しや表題、文字の大きさなどを工夫し読みやすいものにすること。
- (2) イラスト、写真、図表などを効果的に使用し、親しみやすくわかりやすい構成にすること。
- (3) ユニバーサルデザイン（見分けやすい配色の使用、読みやすさに配慮したフォントの採用など）に配慮したものであること。
- (4) 汎用性の高いソフトウェアを用いて編集すること。特にデータ入稿用ファイルは、印刷業者において、一般的に利用されているファイル形式であること。

5 納品期限

令和6年9月30日

※当局の指示で納品期限を変更することがある。

6 提出物

(1) 成果物

ア 版下データ

以下を収録したCD（2部）を提出すること。

- ① 版下データ（Windows版／Adobe Illustrator CS5（一部 Adobe InDesign CS5）以下のバージョンで完全データ及びアウトライン前のデータを保存したもの）
- ② 版下データをPDF形式（表面と裏面を1ファイルにまとめたもの）に変換したもの。
- ③ 点字読み取りソフトで読み取り可能なデータ
※テキスト形式かWord形式で提出すること。

イ 印刷物

「3 業務内容 (2)印刷」に記載の内容で提出すること。

- (2) 業務完了報告書
- (3) 請求書

7 支払方法

業務完了後一括払い

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを当局に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、本業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合は、本著作物の全部又は一部を当局が制作する印刷物や当局ウェブサイト等に掲載する場合がある点に留意すること。

9 特記事項

(1) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。

イ 受託者は、本制作物等（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 禁止事項

ア 受託者は、創作物について登録等を受ける権利は当局に単独で帰属し、当局が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は当局に単独で帰属することを確認する。

イ 受託者は、本制作物等を一部切り出して商標として使用又は商標登録出願はできないものとする。

ウ 受託者は、本制作物等の利用に際し、内容を改変又は二次的著作物の創作をできないものとする。

エ 受託者は、本制作物等を公序良俗に反する態様で使用できないものとする。

(3) 契約不適合責任

本制作物等において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、本業務完了後であっても、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 業務体制

受託者は、納品期限内に納品できるよう十分な体制で臨むこと。

(6) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項は、当局との協議により決定する。

なお、協議により決定しない場合は、当局の指示により決定する。